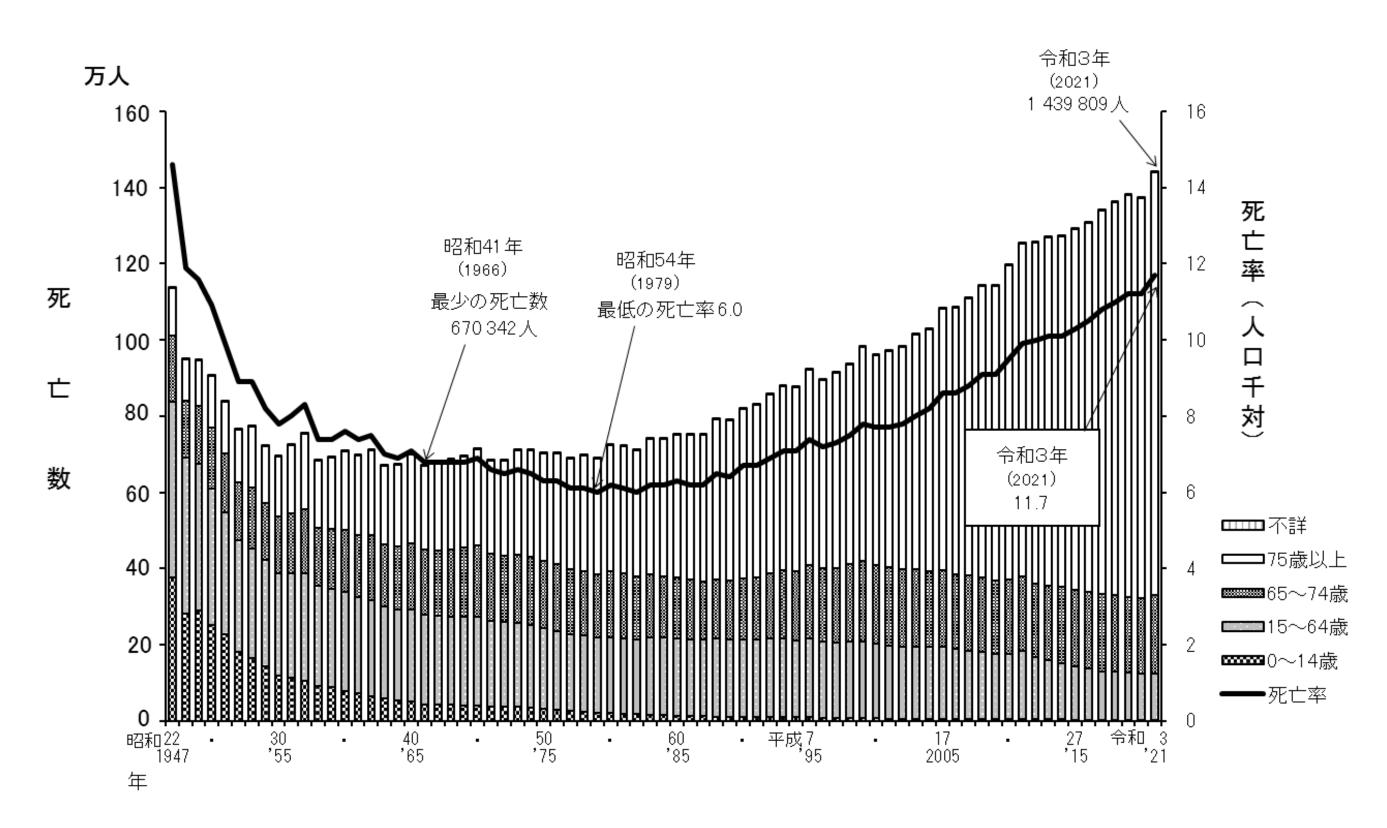
死因究明等の推進に関する基礎資料

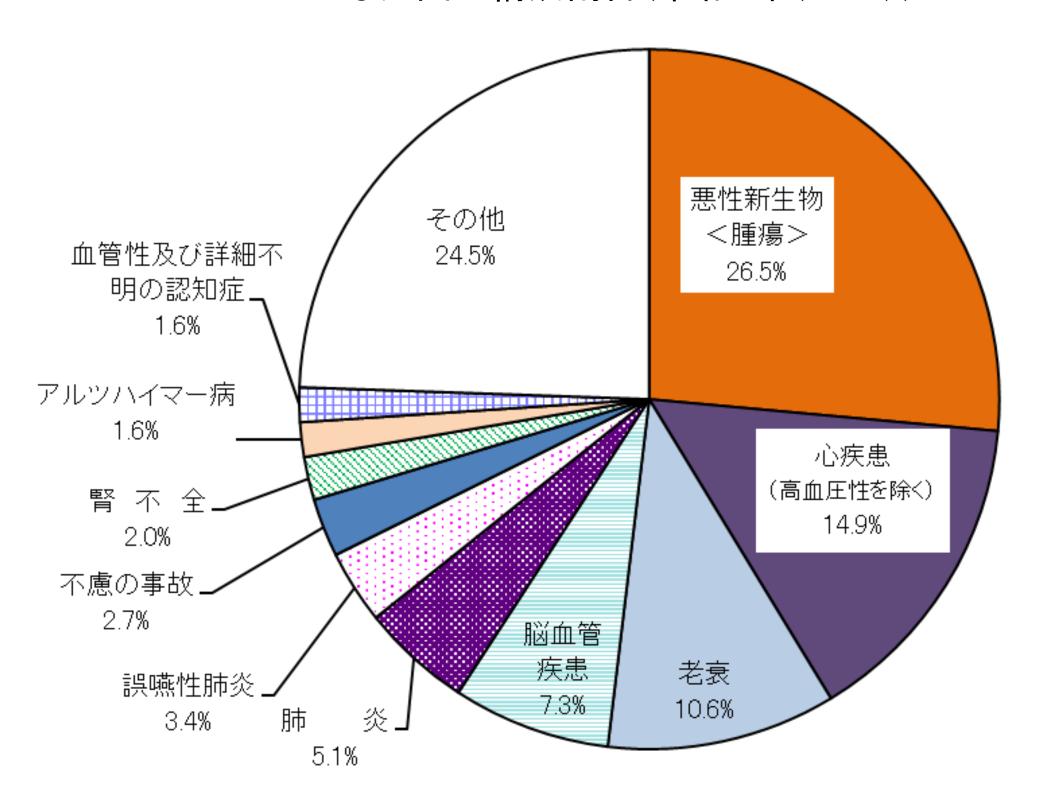
厚生労働省死因究明等推進本部事務局

死亡数及び死亡率(人口千対)の年次推移一昭和22年~令和3年



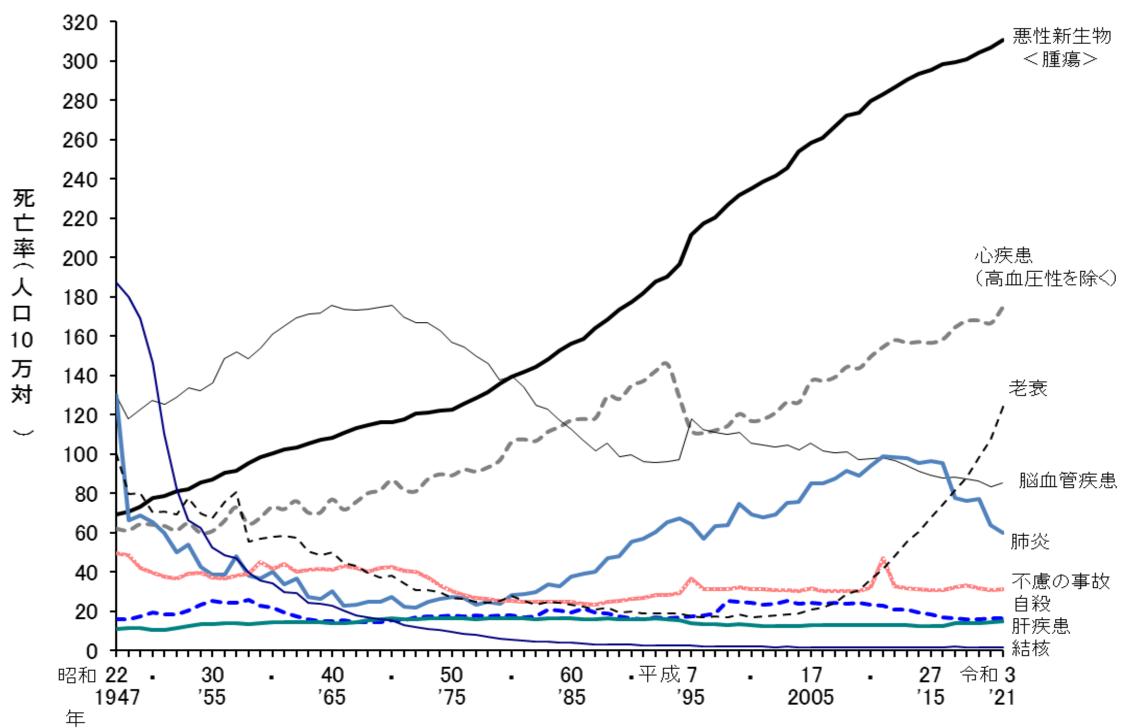
出典:令和3年(2021)人口動態統計月報年計(概数)の概況(厚生労働省)

主な死因の構成割合(令和3年(2021))



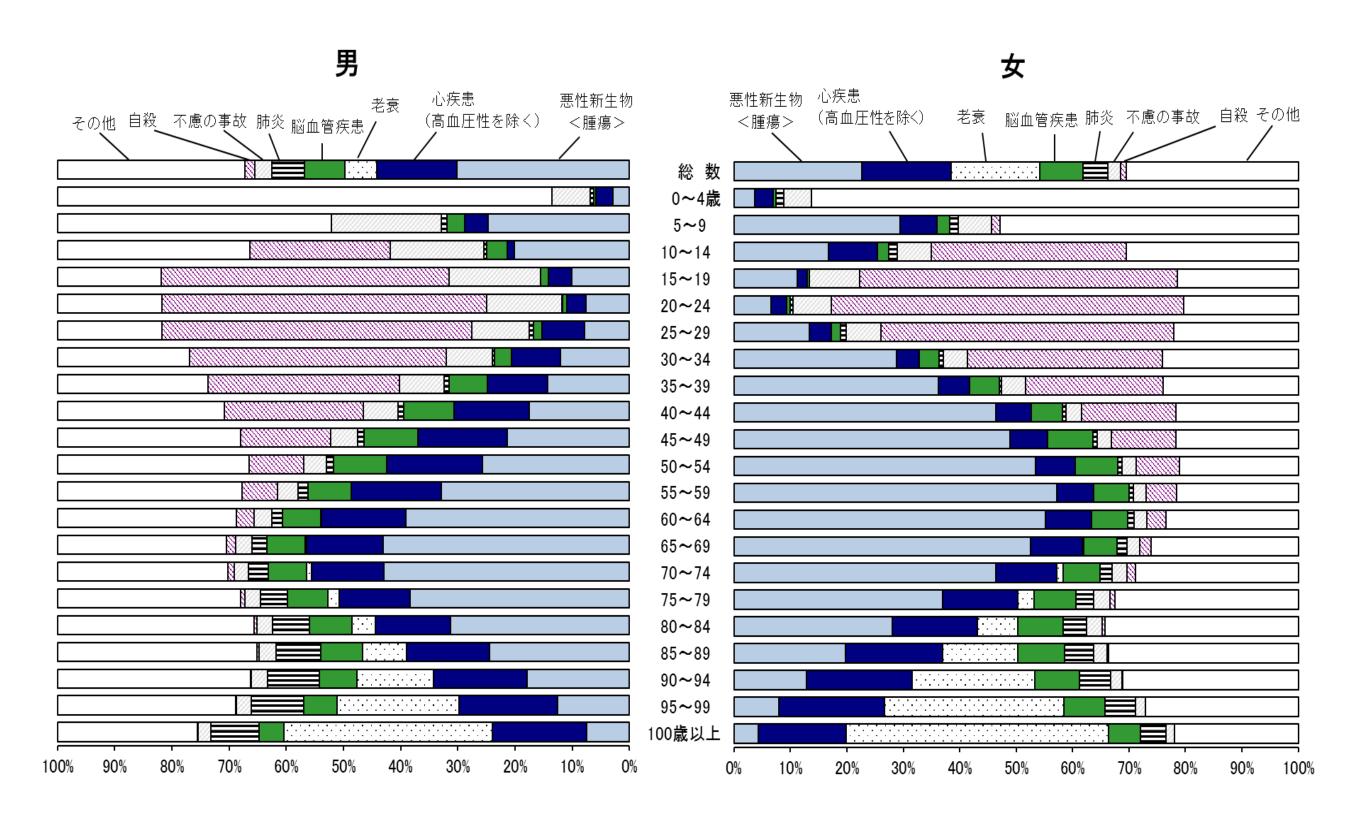
出典:令和3年(2021)人口動態統計月報年計(概数)の概況(厚生労働省)

主な死因別にみた死亡率(人口10万対)の年次推移

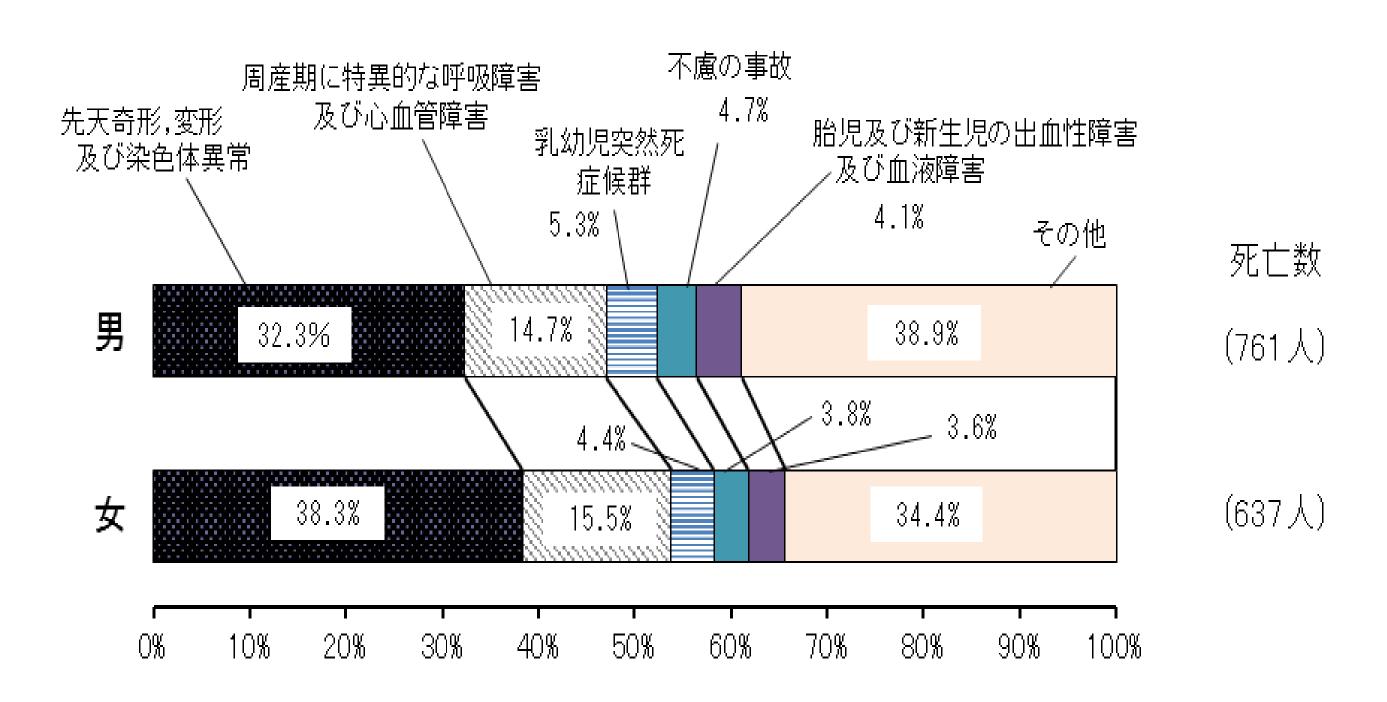


- 注:1) 平成6年までの「心疾患(高血圧性を除く)」は、「心疾患」である。
 - 2) 平成6・7年の「心疾患(高血圧性を除く)」の低下は、死亡診断書(死体検案書)(平成7年1月施行)において「死亡の原因欄 には、疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください」という注意書きの施行前からの周知の影響によるもの と考えられる。
 - 3) 平成7年の「脳血管疾患」の上昇の主な要因は、ICD-10(平成7年1月適用)による原死因選択ルールの明確化によるものと考えられる。
 - 4) 平成29年の「肺炎」の低下の主な要因は、ICD-10(2013年版)(平29年1月適用)による原死因選択ルールの明確化によるものと考えられる。

性・年齢階級別にみた主な死因の構成割合(令和3年(2021))



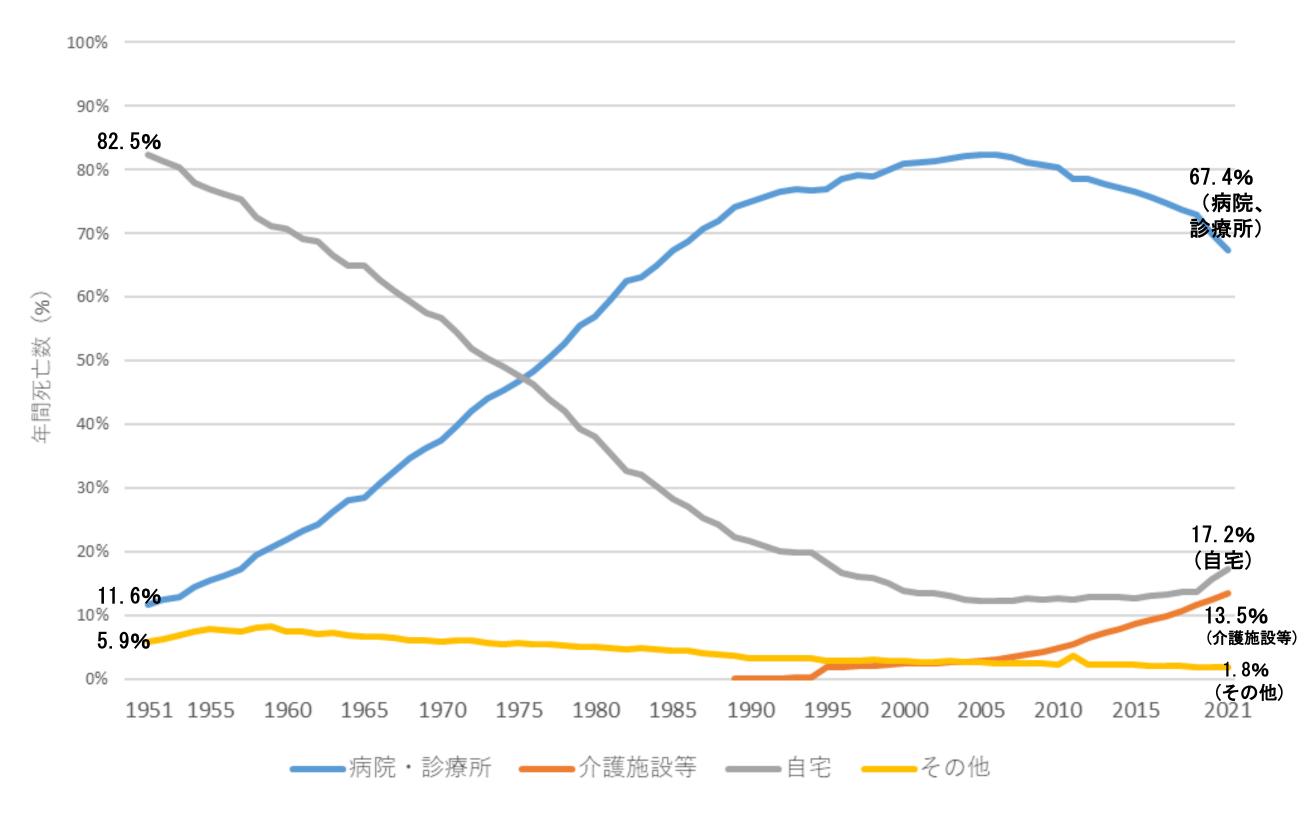
乳児死亡の主な死因の構成割合(令和3年(2021))



乳児死亡:生後1年未満の死亡

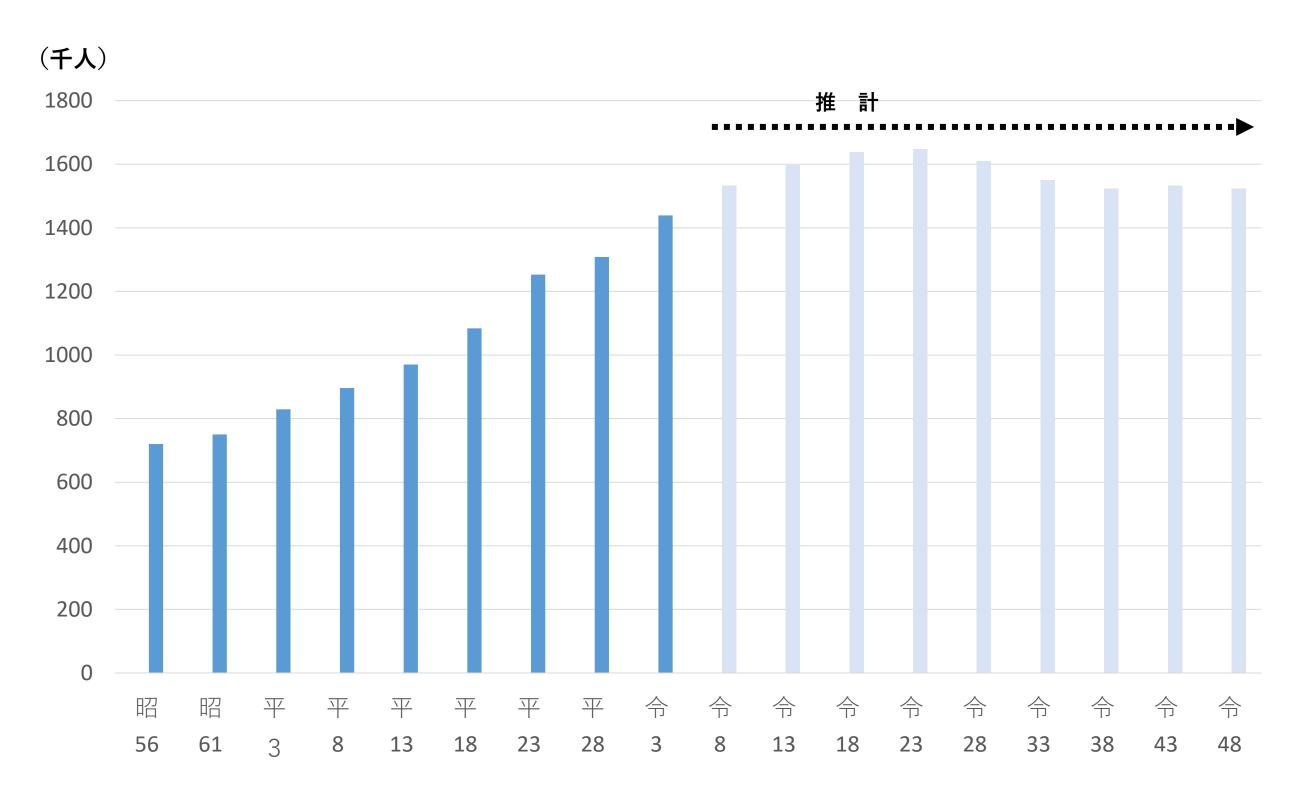
出典: 令和3年(2021)人口動態統計月報年計(概数)の概況(厚生労働省)

死亡場所の推移



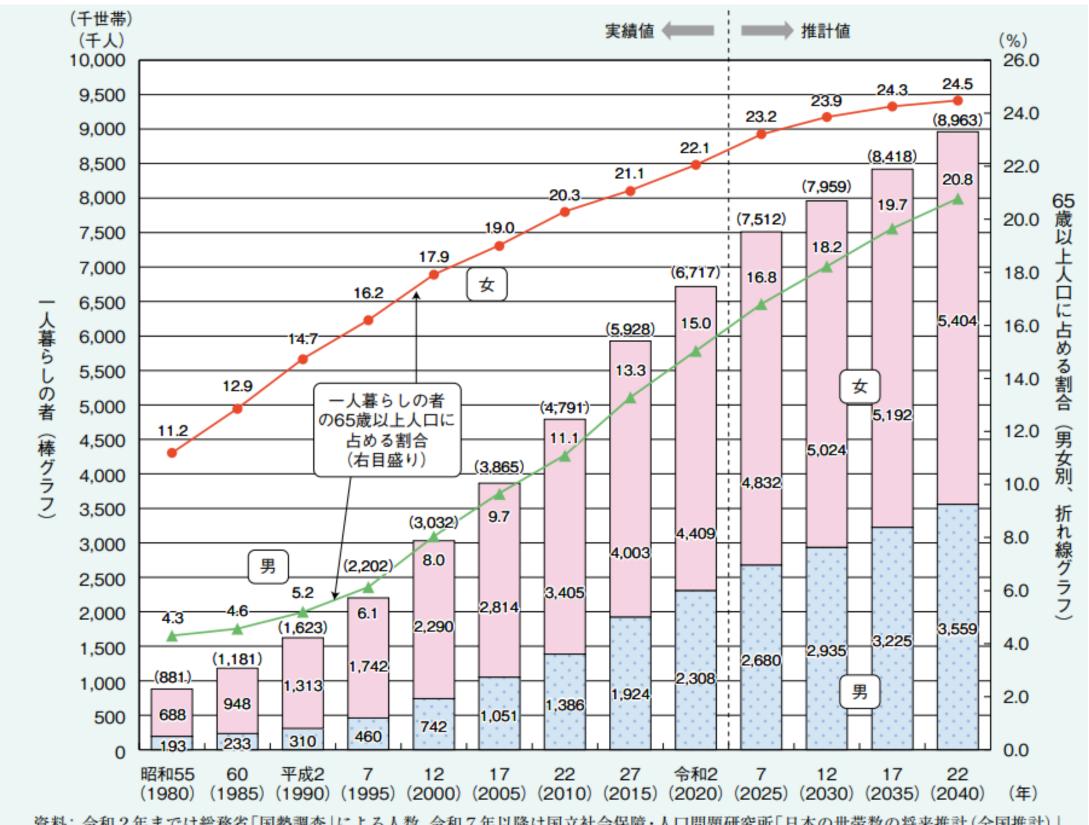
厚生労働省 令和3年 人口動態統計 主要統計表 (死亡) 第5表 死亡の場所別にみた死亡数・構成割合の年次推移から作成 ※介護施設等とは、介護老人保健施設、介護医療院、老人ホーム。介護老人保健施設は1989年から、介護医療院は2018年から、老人ホームについては1995 年から独立した項目として集計を取り始めたもの

死亡数の動向及び将来推計



令和3年以前は厚生労働省 令和元年 人口動態統計 月報年計 図4死亡数及び死亡率(人口千対)の年次推移から作成 令和8年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(出生中位・死亡中位)による推計結果から作成

65歳以上の一人暮らしの者の動向



資料: 令和2年までは総務省「国勢調査」による人数、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」 (2018(平成30)年推計)による世帯数

- (注1)「一人暮らし」とは、上記の調査・推計における「単独世帯」又は「一般世帯 (1人)」のことを指す。
- (注2) 棒グラフ上の() 内は65歳以上の一人暮らしの者の男女計
- (注3) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

死因究明等推進施策関係予算状況調べ(令和5年度予算額)

(単付:千円)

			内 容	(単位:千円) 令和5年度 予算額
警察庁	小	計		3,221,259
			司法解剖に要する経費	2,296,712
			検視に要する経費	
			死体の調査及び検査に要する経費	
			死因・身元調査法に基づく解剖の実施に要する経費	
			死体関連初動捜査の推進に要する経費	
			検視支援装置の整備に要する経費	
			遺体保冷庫の整備に要する経費	
			死体取扱業務に係る教養に要する経費	
			身元確認のための歯牙鑑定に要する経費	9,629
法務省	\1\	計		136,718
			司法解剖に伴う経費	133,570
			検視に要する経費	3,148
文部科学省	\1\	計		40,000
			基礎研究医養成活性化プログラム	40,000
厚生労働省	小	計		261,893
			死因究明拠点整備モデル事業	47,507
			死亡時画像診断システム等整備事業	医療施設等設備整備費補助金(2,068,314 千円)及び医療施設等施設設備費補助金 (2,949,208千円)の内数
			異状死死因究明支援事業	115,861
			異状死死因究明支援事業等に関する検証事業(※)	10,494
			死体検案講習会事業	19,526
			死亡時画像読影技術等向上研修事業	
			死体検案医を対象とした死体検案相談事業	
			歯科情報のデータベース構築に係る検証事業	
		= 1	災害歯科保健医療チーム養成支援事業(歯科分野)	5,433
こども家庭庁	小	計		111,775
			予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review)体制整備モデル事業	
			予防のための子どもの死亡検証体制整備委託事業	母子保健衛生対策推進事業委託費
] 例如7000000000000000000000000000000000000	(283,716千円)の内数
海上保安庁	//\	計] 例如7.20707] 已 00776已快起呼响症 開发化中木	(283,716千円)の内数 103,319
海上保安庁	/]\	計	解剖経費	103,319
海上保安庁	\ / \	計		103,319
海上保安庁	\J\	計	解剖経費	103,319 45,518 4,190
海上保安庁	/J\ 	計	解剖経費 死亡時画像診断経費 歯牙鑑定経費	103,319 45,518 4,190 1,046
海上保安庁	\frac{1}{1}	計	解剖経費 死亡時画像診断経費 歯牙鑑定経費 検視等医師立会経費	103,319 45,518 4,190 1,046 921
海上保安庁	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	計	解剖経費 死亡時画像診断経費 歯牙鑑定経費	103,319 45,518 4,190 1,046 921 9,175

都道府県警察における死体取扱状況(令和3年中)

都道府県	死体取扱数	うち 検視官 臨場数	検視官 臨場率	うち 解剖実施体数	うち 司法解剖	うち 調査法解剖	うち その他の 解剖	うち 薬毒物検査 の実施体数	うち 死亡時画像 診断の実施体数
全国	173,220	139,792	80.7%	18,023	8,427	3,203	6,393	162,959	16,534
北海道警察	8,273	7,114	86.0%	881	820	59	2	7,864	2,526
青森県警察	2,252	2,100	93.3%	297	293	4	0	2,193	259
岩手県警察	1,764	1,666	94.4%	114	106	8	0	1,640	31
宮城県警察	3,176	2,835	89.3%	327	238	89	0	2,884	134
秋田県警察	1,307	1,307	100.0%	121	77	44	0	1,209	82
山形県警察	1,617	1,459	90.2%	131	78	53	0	1,516	325
福島県警察	2,720	2,567	94.4%	125	111	14	0	2,634	1,576
茨城県警察	4,269	3,826	89.6%	271	205	37	29	3,954	170
栃木県警察	3,197	2,376	74.3%	169	126	42	1	3,171	145
群馬県警察	2,825	2,714	96.1%	98	86	12	0	2,718	463
埼玉県警察	10,145	8,274	81.6%	438	402	26	10	9,133	243
千葉県警察	9,139	8,456	92.5%	498	408	79 674	11	8,761	300
警視庁	22,390	13,353	59.6%	3,653	171 459		2,808	21,689	1,021 350
神奈川県警察新潟県警察	12,480 3,203	7,056 2,327	56.5% 72.7%	3,245 166	459 150	734 9	2,052	11,422 3,166	
富山県警察	1,415	1,415	100.0%	176	156	20	7	1,359	115 17
石川県警察	1,338	1,289	96.3%	163	158	5	0	1,278	80
福井県警察	1,220	1,149	94.2%	83	78	5	0	1,195	262
山梨県警察	1,102	1,102	100.0%	86	83	3	0	1,039	262 585
長野県警察	2,471	2,054	83.1%	179	179	0	0	2,305	368
岐阜県警察	2,344	1,929	82.3%	124	111	13	0	2,190	255
静岡県警察	4,165	3,706	89.0%	204	176	23	5	3,992	255 297
愛知県警察	7,801	6,404	82.1%	413	339	74	0	7,161	1,231
三重県警察	2,460	2,141	87.0%	120	111	9	0	2,354	51
滋賀県警察	1,692	1,561	92.3%	154	112	42	0	1,524	154
京都府警察	2,928	2,857	97.6%	263	211	52	0	2,547	892
大阪府警察	14,294	9,122	63.8%	843	472	108	263	13,319	892 77
兵庫県警察	5,619	5,390	95.9%	1,763	218	392	1,153	5,559	244
奈良県警察	1,915	1,746	91.2%	200	176	23	1	1,851	54
和歌山県警察	1,460	1,299	89.0%	201	133	68	0	1,265	76
鳥取県警察	979	979	100.0%	65	45	20	0	952	145
島根県警察	887	842	94.9%	108	77	28	3	850	77
岡山県警察	2,423	2,342	96.7%	163	123	38	2	2,205	284
広島県警察	3,253	2,902	89.2%	104	99	5	0	3,058	276
山口県警察	2,185	2,057	94.1%	143	104	37	2	2,141	80 259
徳島県警察	965	964	99.9%	80	75	5	0	938	259
香川県警察	1,421	1,344	94.6%	93	79	14	0	1,360	189
愛媛県警察	1,970	1,920	97.5%	132	115	17	0	1,864	197
高知県警察	1,167	1,133	97.1%	85	77	8	0	1,022	94
福岡県警察	5,730	4,617	80.6%	365	345	20	0	5,601	318
佐賀県警察	1,025	1,012	98.7%	82	75	5	2	997	124
長崎県警察	1,543	1,321	85.6%	173	167	2	4	1,495	500 536
熊本県警察	2,173	1,809	83.2%	117	116	1	0	1,751	536
大分県警察	1,253	1,189	94.9%	67	58	9	0	1,089	299
宮崎県警察	1,362	1,360	99.9%	74	65	9	0	1,196	317
鹿児島県警察	1,960	1,634	83.4%	152	130	22	0	1,760	272
沖縄県警察	1,943	1,773	91.3%	514	234	242	38	1,788	184

[※] 検視官とは、原則として、刑事部門における10年以上の捜査経験又は捜査幹部として4年以上の強行犯捜査等の経験を有する警視の階級にある警察官で、警察大学校における法医専門研究科を修了した者から任用される死体取扱業務の専門家をいう。

[※] 死体取扱数には交通関係及び東日本大震災による死者は含まない。

[※] 薬毒物検査の実施体数及び死亡時画像診断の実施体数は、死因・身元調査法の規定に基づいて実施したものを計上している。

[※] 薬毒物検査の実施体数には、簡易薬毒物検査キットによる検査のほか、分析機器による検査を行ったものも含まれる。

海上保安庁における死体取扱状況(令和3年中)

	Г								
管区 海上保安本部	死体取扱数	うち 鑑識官 臨場数	鑑識官臨場率	うち 解剖実施 体数	うち司法解剖	うち調査法解剖	うち その他の 解剖	うち 薬毒物検査 の実施体数	うち 死亡時画像診断 の実施体数
全国	276	127	46.0%	149	137	10	2	53	74
第一管区 海上保安本部	16	11	68.8%	5	5	0	0	4	8
第二管区 海上保安本部	21	13	61.9%	12	10	2	0	0	3
第三管区 海上保安本部	47	21	44.7%	30	24	5	1	6	11
第四管区 海上保安本部	15	0	0.0%	4	4	0	0	5	7
第五管区 海上保安本部	28	6	21.4%	22	21	0	1	0	0
第六管区 海上保安本部	36	8	22.2%	16	16	0	0	7	8
第七管区 海上保安本部	40	22	55.0%	14	14	0	0	17	17
第八管区 海上保安本部	16	16	100.0%	11	11	0	0	1	3
第九管区 海上保安本部	11	9	81.8%	5	5	0	0	3	4
第十管区 海上保安本部	19	19	100.0%	6	6	0	0	10	13
第十一管区 海上保安本部	27	2	7.4%	24	21	3	0	0	0

[※] 第一管区海上保安本部が所轄する区域は、北海道である。

[※] 第二管区海上保安本部が所轄する区域は、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県である。

[※] 第三管区海上保安本部が所轄する区域は、茨城県、千葉県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県である。

[※] 第四管区海上保安本部が所轄する区域は、岐阜県、愛知県及び三重県である。

[※] 第五管区海上保安本部が所轄する区域は、滋賀県、大阪府、奈良県、兵庫県の一部、和歌山県、徳島県及び高知県である。

[※] 第六管区海上保安本部が所轄する区域は、岡山県、広島県、山口県の一部、香川県及び愛媛県である。

[※] 第七管区海上保安本部が所轄する区域は、山口県の一部、福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県である。

[※] 第八管区海上保安本部が所轄する区域は、福井県、京都府、兵庫県の一部、鳥取県及び島根県である。

[※] 第九管区海上保安本部が所轄する区域は、新潟県、長野県、富山県及び石川県である。

[※] 第十管区海上保安本部が所轄する区域は、熊本県、宮崎県及び鹿児島県である。

[※] 第十一管区海上保安本部が所轄する区域は、沖縄県である。

[※] 鑑識官とは、鑑識業務及び死体取扱業務に係る事務を職務とする海上保安官をいう。

[※] 薬毒物検査の実施体数及び死亡時画像診断の実施体数は、死因・身元調査法の規定に基づいて実施したものを計上している。

法医学教室における体制及び死体取扱状況

	令	令和3年5月1日時点									
	1 246 666 -	1 24/44	1 244 AVE -								
都道府県	大学等の 法医学教室の 設置数	大学等の 法医学教室の 医師数 (常勤職員)	大学等の 法医学教室の 医師数 (大学院生等)	大学等の 法医学教室 の取扱死体数	うち 解剖実施 体数	うち司法解剖	うち 調査法解剖	うち その他の 解剖	うち 死亡時 画像診断 実施体数	うち 薬毒物 定性検査 実施体数	うち 身元確認 のための DNA型検査 実施体数
全国	83	158	69	19,374	12,857	9,127	2,715	1,015	8,747	8,236	87
北海道	3	4	4	2,061	895	845	42	8	1,116	804	5
青森県	1	1	0	277	277	274	3	0	0	0	0
岩手県	1	1	0	129	127	120	7	0	127	60	0
宮城県	2	4	1	340	340	259	81	0	182	122	2
秋田県	1	1	0	125	125	83	42	0	125	103	<u>C</u>
山形県	1	1	1	127	127	71	56		0	110	0
福島県	1	3	5	368	157	143	14	0	339	151	
茨城県 	1			96	96 172	96	0	0	0	81	
栃木県 群馬県	2	3	1	172 122	122	143 108	29 14		122	22 122	
	2	4	1	271	271	252	18	1	122	148	1
埼玉宗 千葉県	2	10	3	650	601	482	105	14	499	572	
東京都	12	21	15	2,506	2,089	470	785	834	1,207	1,064	11
神奈川県	5	19		2,317	748	494	208	46	992	321	3
新潟県	1	2		422	179	170	9	0	293	90	0
富山県	1	2		186	186	165	21	0	0	171	0
石川県	2	2		168	168	162	6	0	27	0	0
福井県	1	1	1	153	79	73	6	0	140	0	0
山梨県	1	2	0	69	69	65	4	0	0	0	0
長野県	1	1	0	190	186	186	0	0	73	184	62
岐阜県	1	1	0	139	139	125	14	0	0	0	0
静岡県	1	3	1	206	188	166	22	0	0	18	0
愛知県	4	7	0	435	435	355	80	0	0	212	0
三重県	1	1	0	166	158	151	7	0	0	128	0
滋賀県	1	3	3	193	189	139	50	0	0	0	0
京都府	2	5	3	1,142	297	237	60	0	1,135	152	0
大阪府	5	7	3	652		535	66		416	258	1
兵庫県	2	5	2	749	747	288	388		0	308	0
奈良県	1	1	2	232	228	201	25		0	0	0
和歌山県	1		<u>U</u>	214	214 63	144	70 15		214 100	213	
鳥取県 島根県	1	1	1	100 153	106	48 80	26		100	74	<u>U</u>
	2	2	1	200	190	145	43		18	168	0
	1	3	U	112	108	103	43 F	2	85	65	<u>_</u>
	1	<u>ວ</u>	1	153	141	112	28	1	03 N	84	<u>_</u>
 徳島県	1	1	0	214	87	82	3	2	25	0	<u>_</u>
 香川県	1	1	0	112	108	100	8	0	109	29	0
愛媛県	1	1	0	143	131	115	16	0	93	127	0
高知県	1	2	1	85	85	78	7	0	0	86	0
福岡県	4	7	2	444	428	408	20	0	45	376	0
佐賀県	1	1	0	41	41	38	3	0	0	0	0
長崎県	1	2	6	1,407	178	170	4	4	761	1,407	
熊本県	1	2	0	162	120	119	1	0	139	114	0
大分県	1	2	0	114	69	60	9	0	2	0	0
宮崎県	1	2	0	32	32	27	5	0	32	0	0
鹿児島県	1	1	1	365	227	198	29		202	227	0
沖縄県	1	2	1	660	533	242	261	30	0	65	0

[※] 本表において、大学等の法医学教室とは、大学の法医学に関する講座等及び法医解剖を実施している講座等並びに防衛医科大学校の法医学講座をいう。本表は、大 学等の法医学教室に対して調査・回答を依頼し、令和4年6月までに得た当該回答を当該法 医学教室が置かれている都道府県別に集計したものである。

[※] 死亡時画像診断実施体数、薬毒物定性検査実施体数及び身元確認のためのDNA型検査実施体数の欄に計上している数には、外部機関に委託して実施したものの数は 含まない。

[※] 薬毒物定性検査実施体数の欄には、ガス(又は液体)クロマトグラフを用いて当該検査を実施した死体の数を計上している。

法医学等死因究明に係る教育及び研究の拠点

(1)国立大学法人における法医人材養成(※)

- ※ 国立大学法人運営費交付金の内数
- ※ 補助事業後も各大学において予算を確保し、事業を継続(自走化)していることを確認済
- (2)大学改革推進等補助金「基礎研究医養成活性化プログラム」

金沢大学

● 「医歯工法連携による次代の法医学者および地域関連人材の養成」 (秋田大学、金沢医科大学) (R3年度~R7年度)

名古屋大学

●「人体を統合的に理解できる基礎研究医の養成」 (名古屋市立大学、岐阜大学、三重大学、浜松医科大学、 愛知医科大学と連携)(H29年度~R3年度)

広島大学

●「死因究明のための人材育成及び地域拠点化モデル -死因 究明に必要な分野横断型専門家育成と学内外連携及び地 域拠点化を目指して-」(H29年度~H30年度)

長崎大学

- ●「死因究明高度専門職業人養成事業」 (H22年度~26年度)
- ●「学際的アプローチによる死因究明医育成センターの拡充と法医(歯)学専門家育成プロジェクト」 (H27年度~ H28年度)

大阪大学

- ●「『死因究明学』の創造と担 い手養成プラン」(H26年度~R3年度)
- ●「『次のいのちを守る』人材育成教育研究拠点形成事業」(R5年度~R9年度)

滋賀医科大学

●「地域で活躍するForensic Generalist, Specialistの育成」 (京都府立医科大学、大阪医科薬 科大学)(R3年度~R7年度)

横浜市立大学

●「実践力と研究力を備えた法医学 者育成事業」(琉球大学、北里大学、 龍谷大学と連携)(H29~R3年度)

新潟大学

●「災害・脳・法律に精通した死因究明に携わる 高度専門職業人養成プログラム」(H29年度~R3年度)

北海道大学

●「死因究明等を担う法医学的知識を有する人材育成プラン」(H28年度~R2年度)

(R5.5現在)

●多職種連携による死因究明等の推進と総合 的人材育成プロジェクト(R3年度)

東北大学

- ●「法医養成教育プログラムの開発」(H22~26年度)
- ●「高度化・多様化する死因究明・身元確認に対応する 『法医・法歯・法放射線シナジーセンター』プロジェ クト」(H27年度~H29年度)

筑波大学

●「病理専門医資格を担保した基礎研究医養成」 (自治医科大学、獨協医科大学と連携) (H29年度~R3年度)

千葉大学

- ●「『法医学教育研究センター』による人材育成モデル:多職 種連携による次世代型法医学者人材育成」(H26~H28年度)
- ●「病理・法医学教育イノベーションハブの構築」 (群馬大学、山梨大学と連携)(H29年度~R3年度)

東京大学

●「福島関東病理法医連携プログラム『つなぐ』」 (福島県立医科大学、順天堂大学と連携) (H29年度~R3年度)

東京医科崇科大学

- ●「法医学・法歯学に関する医歯融合型の新分野構築プロジェクト」 (H25~H27年度)
- ●「精度の高い死因究明のための人材養成プロジェクト」(H28年度)

法医学等死因究明に関連するセンター等の設置状況

(R4.5現在)

○法医学等死因究明に関連するセンター等の設置状況(81大学中19大学に設置)

No.	大学名	センター等の名称	設置年月
1	北海道大学	死因究明教育研究センター	平成28年4月
2	旭川医科大学	法医学講座附属死因究明等科学技術センター	平成30年11月
3	東北大学	Aiセンター	平成22年4月
4	群馬大学	Aiセンター	平成20年10月
5	千葉大学	法医学教育研究センター	平成26年4月
6	新潟大学	死因究明教育センター	平成29年7月
7	福井大学	医学部附属先進イメージング教育研究センター	平成23年5月
8	信州大学	Aiセンター	平成30年3月
9	三重大学	三重大学Aiセンター	平成21年6月
10	京都大学	総合解剖センター	昭和57年10月
11	島根大学	Aiセンター	平成23年6月
12	広島大学	死因究明教育研究センター	平成29年4月
13	愛媛大学	医学部附属Aiセンター	平成26年8月
14	長崎大学	死因究明医育成センター	平成22年4月
15	大分大学	基礎医学画像センター	平成22年8月
16	福島県立医科大学	死因究明センター	平成27年4月
17	横浜市立大学	臨床法医学センター	令和元年10月
18	大阪市立大学	一般社団法人法医鑑定死因究明支援センター	平成22年1月
19	金沢医科大学	アナトミーセンター	平成26年4月

○今後の設置予定

1	10.	大学名	センター等の名称	設置予定年月
	1	大阪大学	大阪大学高度死因究明センター(仮称)	令和4年以降

(文部科学省医学教育課調べ)

法医学講座において、死亡時画像診断を活用した死因究明を目的として 専有のCT、MRI等を導入している大学

_	<u> </u>	
大学名	CTの有無	MRIの有無
北海道大学	0	
旭川医科大学	0	
札幌医科大学	0	
岩手医科大学	0	
東北大学	0	0
秋田大学	0	
福島県立医科大学	0	
群馬大学	0	
千葉大学	0	
国際医療福祉大学	0	
東京大学	0	
東京慈恵会医科大学	0	
東京女子医科大学	0	
横浜市立大学	0	
東海大学	0	
神奈川歯科大学	0	
新潟大学	0	
福井大学	0	0
信州大学	0	
京都大学	0	
京都府立医科大学	0	
大阪大学	0	
大阪市(公)立大学	0	
近畿大学	0	
和歌山県立医科大学	0	
鳥取大学	0 0 0 0 0 0	
島根大学	0	
岡山大学	0	
広島大学	0	
香川大学	0	
型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型	0	
九州大学	0	
長崎大学	0	
熊本大学	0 0 0	
大分大学	0	
宮崎大学		
鹿児島大学	0	

(令和3年5月1日現在)

CT、MRI等を 導入している大学数

大学別	令和1年	令和3年
国立	21	24
公立	6	6
私立	4	7
合計	31	37

歯科法医学に関する講座等の設置状況

○歯科法医学に関する講座等の設置状況 (29学部中18学部に設置) (R3.5現在)

NO	大学名
1	岩手医科大学
2	東北大学
3	明海大学
4	東京医科歯科大学
5	東京歯科大学
6	昭和大学
7	日本大学
8	日本歯科大学
9	神奈川歯科大学
10	鶴見大学
11	朝日大学
12	愛知学院大学
13	大阪大学
14	大阪歯科大学
15	岡山大学
16	福岡歯科大学
17	長崎大学
18	鹿児島大学

令和元年 29学部中14学部に設置



令和3年 2 9 学部中 1 8学部に設置

死因究明等推進協議会の設置状況

<全都道府県で死因究明等推進協議会が設置・開催済み>

年	設置都道府県(※日付は第1回協議会が開催または設置された日)
平成26年度	愛媛(8月19日)
平成27年度	福岡(4月13日)、東京(5月15日)、滋賀(6月2日)、新潟(7月27日) 秋田(8月19日)、岡山(11月19日)、茨城(12月7日)、高知(1月26日) 静岡(2月2日)、兵庫(2月3日)、岐阜(2月17日)、埼玉(2月17日) 北海道(2月26日)、福井(2月26日)、三重(3月16日)、千葉(3月18日)
平成28年度	山口 (7月14日)、愛知(7月27日)、佐賀(10月5日)、広島(11月1日) 徳島(1月30日)、石川(3月21日)、富山(3月30日)
平成29年度	群馬(9月14日)、栃木(9月27日)、大阪(11月15日)、鳥取(12月13日) 長野(1月30日)、大分(3月28日)
平成30年度	山形(5月24日)、沖縄(8月2日)、福島(8月8日)、長崎(2月14日) 神奈川(2月26日)、京都(3月27日)、香川(3月28日)
令和元年度	山梨(8月27日)
令和2年度	鹿児島 (8月28日)、和歌山·熊本(3月24日)
令和3年度	岩手 (2月4日)、 島根 (3月17日)
令和4年度	宮崎 (4月1日)、宮城(7月29日)、奈良(8月30日)、青森(2月13日)